

命 令 書 (写)

申 立 人 X労働組合
執行委員長 A 1

被申立人 社会福祉法人 Y 1
理事長 B 1

被申立人 社会福祉法人 Y 2
理事長 B 2

上記当事者間の福岡労委平成30年(不)第7号Y1外1者不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和2年6月23日第2110回及び同年6月29日第2111回公益委員会議において、会長公益委員山下昇、公益委員服部博之、同大坪稔、同所浩代、同上田竹志、同徳永響及び同森裕美子が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

被申立人社会福祉法人Y1に対する申立て、被申立人社会福祉法人Y2に対する申立てをいずれも棄却する。

理 由

第 1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、（１）被申立人社会福祉法人 Y 1（以下「Y 1」という。）の次の①の行為が労働組合法（以下「労組法」という。） 7 条 1 号及び 3 号に、②の行為が労組法 7 条 2 号に、また、（２）被申立人社会福祉法人 Y 2（以下「Y 2」という。）の次の③の行為が労組法 7 条 1 号及び 3 号に、④の行為が労組法 7 条 2 号にそれぞれ該当するとして、申立人 X 労働組合（以下「組合」という。）が救済を申し立てたものである。

（１） Y 1

- ① 平成（以下「平成」の年号は略す。） 3 0 年 9 月 3 0 日付けで、組合の別紙名簿の組合員 2 1 名（以下単に「組合員」という。）を解雇したこと。
- ② 組合からの 3 0 年 1 1 月 9 日付け団体交渉（以下「団交」という。）申入れに応じなかったこと。

（２） Y 2

- ③ 3 0 年 1 0 月 1 日以降組合員を雇用しないこと。
- ④ 組合からの 3 0 年 1 0 月 1 日付け及び同年 1 1 月 1 9 日付け団交申入れに応じなかったこと。

2 請求する救済内容

- （１） Y 1 及び Y 2（以下「両会」という。）は連帯して、組合員の解雇を撤回し、雇用すること。
- （２） 両会は連帯して、3 0 年 1 0 月 1 日から原職復帰までの間の賃金相当額及び遅延損害金を支払うこと。
- （３） Y 1 は 3 0 年 1 1 月 9 日付け団交申入れに対し、誠実に応じること。
- （４） Y 2 は 3 0 年 1 0 月 1 日付け及び同年 1 1 月 1 9 日付け団交申入れに対し、誠実に応じること。
- （５） 両会は、上記（１）から（４）に係る謝罪文を掲示すること。

3 本件の主な争点

- (1) Y1が、30年9月30日付けで組合員を解雇したことは、労組法7条1号及び3号に該当するか。
- (2) Y1が、30年11月9日付け団交申入れに応じなかったことは、労組法7条2号に該当するか。
- (3) Y2は、組合員の労組法上の使用者に該当するか。
- (4) 上記(3)において、Y2が労組法上の使用者に該当するとして、30年10月1日以降、組合員を雇用しないことは、労組法7条1号及び3号に該当するか。
- (5) 上記(3)において、Y2が労組法上の使用者に該当するとして、30年10月1日付け及び同年11月19日付け団交申入れに応じなかったことは、労組法7条2号に該当するか。

第2 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人

組合は、昭和37年8月に結成された合同労組であり、肩書地に本部を置き福岡県内に6つの支部を有している。本件申立時(30年11月30日)の組合員数は1,211名である。

(2) 分会及び組合員

30年9月19日、Y1職員25名が組合に加入し、Y1・Y2分会が結成され、分会長としてA2(以下「A2」という。)が、副分会長としてA3(以下「A3」という。)がそれぞれ選出された。なお、この25名のうちの21名が本件救済申立ての対象である。

(3) 被申立人

ア Y1

Y1は、肩書地に本部を置き、肩書地にある本部施設(以下「B3施設」という。)において就労継続支援A型事業所等の、北九州市小倉南区〇〇〇丁目〇番〇〇号において生活介護事業所等の各運営を行う社会福祉法人であったが、報酬の不正受給等により、北九州市から30年10月1日付けで当該不正受給に係る全事業所の指定取消処分を受けている。なお、指定取消処分以前の職員数は、約50名である。

イ Y2

Y 2 は、従前、飯塚市内に本部を置き、同本部施設においてグループホームの、田川郡内において就労継続支援 B 型事業所の各運営を行う社会福祉法人であったが、30 年 8 月 15 日に本部を Y 1 の本部所在地と同一である肩書地に変更した。

Y 2 は、Y 1 が事業所の指定取消処分を受けた後、従前からの事業所に加え、Y 1 が本部を置いていた B 3 施設において、Y 1 が B 3 施設において運営していたものと同種の事業所の運営も開始した。

2 Y 1 の不正受給発覚から指定取消処分の公表までの経過等

- (1) 29 年 8 月 18 日、北九州市は、Y 1 に対する定期の実地指導を行い、指定基準違反の疑いや、報酬不正請求の疑いを確認した。
- (2) 30 年 2 月頃、Y 1 の B 1 理事長（以下「B 1 理事長」という。）は、職員会議の中で、Y 1 の職員に対し、Y 1 は不正受給により指定取消しとなること、また、今後、Y 1 の事業を引き継ぐ社会福祉法人等を探す必要があること等を説明した。
- (3) 30 年 3 月頃から、北九州市は、Y 1 に対し、事業承継及び合併する他の社会福祉法人の選定に向けた助言等を実施した。
- (4) 30 年 6 月頃、Y 1 の不正受給の発覚を受け、Y 1 の事業所を利用している保護者らは父母会を立ち上げた。

同月に開催された父母会の役員会には、役員約 5 名、組合員のうちの 1 名及び後に Y 1 のサービス管理責任者（以下「サビ管」という。）となる B 4（以下「B 4」という。）も出席していた。なお、B 4 は、この父母会の役員会において、自己紹介を行う等自身の身分を明かすことはなかった。

- (5) 30 年 7 月 17 日付けで、Y 1 は、Y 1 の事業所の利用者及び保護者（以下「利用者ら」という。）に対し、「合併のご報告」と題する文書により Y 2 と合併する旨、通知した。（以下「7. 17 通知」という。）

この文書には、以下のとおり記載されていた。

合併のご報告

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、社会福祉法人Y1は社会福祉法人Y2と合併する事となりました。今回の合併につきましては、家族会の皆様にもご了承を頂いた上で決定致しました。

これまで、ご利用者様並びにご家族様には大変大きな不安とご心配をお掛け致しました事をお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。また、たくさんのご意見や励ましのお言葉を頂きまして、大変ありがたく思っております。

これより正式な手続きに入り、10月を目途に新事業所の登録を終結する運びです。

これを機に職員一同新たな決意をもって、これまで以上のサービス向上に取り組んでまいりますので、何卒これまで同様よろしくお願い致します。

まずは、書中をもちまして合併のご報告を申し上げます。

敬具

社会福祉法人Y1

理事長 B1

(6) 30年7月23日19時頃、両会は、B3施設3階の大ホールにて、利用者らを対象とした説明会（以下「7.23説明会」という。）を開催した。

出席者は、利用者らの他に、B1理事長、Y2のB2理事長（以下「B2理事長」という。）及びB4等がいた。なお、Y1職員も50名程度同席した。

説明会の冒頭、B1理事長は、利用者らに対し、迷惑をかけたことへの謝罪及びY1の事業がY2に引き継がれることとなった旨を述べ、「Y2さんの理事長でいらっしゃるB2さんと、施設長になられるB4さんが来ておりますので、よろしくお願いいたします。」と述べた。

次に、B4は、「Y2のB4と申します。」と自己紹介をした上で、「このY1さんのやり方を損なう事無くですね、あの継承させて頂いて、同じような形で、利用者の皆様に満足して安心して過ごして頂けるような環境作りのお手伝いをさせていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。」と述べた。

また、B 2 理事長は、「今まで、あの Y 1 の理事長さんが頑張ってくれたことを損なわんごと、私のほうも一生懸命頑張らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。」と述べた。

その後、利用者らからの質疑応答があり、「ここのスタッフは全員残るんですか。」との質問に対し、B 4 は、「今いるスタッフさんは基本的に同じ条件で残って頂く方向で考えています。」等と回答した。また、利用者らから、「(Y 2 への承継の) 時期はいつ頃になりますか。」との質問に対し、B 4 は、「今のところ完全な移行についてはですね、10月1日をもって執り行おうと思っております。それまではですね、それまでの間移行期間と致しまして、契約書、利用者の方とそういった契約書関係、また職員の方とは雇用契約の結び直しを行っていかないとはいけません。非常なタイトなスケジュールになってくるんですが、ここでのサービスが途切れることが一番困ってしまいますので、サービスが途切れることなく利用して頂けるよう急ぎ引き継ぎの方を行っていきます。」等と回答した。

(7) 30年8月1日、B 4 は Y 1 のサビ管として就労開始した。

また、同日、B 4 の配偶者である B 5 (以下「B 5」という。)も Y 1 の相談支援員として就労開始した。

(8) 30年8月8日、北九州市は報道機関に対し、「障害福祉サービス事業所に対する行政処分(指定取消処分)について」と題する文書を発出した(以下「8.8発表」という。)

その文書には、以下のとおり記載されていた。(なお、文中の「法人救済合併」及び「救済法人」という用語は、法律用語ではない。)

1 処分対象事業者				
(1)事業者 社会福祉法人 Y 1 (Y 1 ; 平成 16 年 10 月 1 日設立認可)				
(2)代表者 理事長 B 1 理事長 (B 1)				
(3)法人所在地 小倉南区〇〇〇〇丁目〇番〇〇号				
2 処分対象事業所				
番号	事業所の名称	所在地 (北九州市小倉南区)	サービスの種類 (指定年月日)	契約者数 (定員)
1	生活介護支援センター B 6	〇〇〇〇丁目〇番〇〇号	生活介護 (H27. 4. 1)	17 (20)

2	生活介護支援センターB7	〇〇〇丁目〇番〇〇号	生活介護 (H18.10.1)	23 (20)
3	就労支援センターB8	〇〇〇〇丁目〇番〇〇号	就労継続支援A型 (H29.6.1)	7 (10)
4	就労支援センターB9	〇〇〇〇丁目〇番〇〇号	就労継続支援B型 (H18.11.1)	10 (10)
5	就労支援センターB9	〇〇〇〇丁目〇番〇〇号	短期入所 (H27.4.1)	55 (9)
6	グループホームB10	〇〇〇〇丁目〇番〇〇号	共同生活援助 (H27.1.1)	17 (20)
7	児童クラブB11	〇〇〇〇丁目〇番〇〇号	放課後等デイサービス (H27.1.1)	20 (10)
8	児童クラブB12	〇〇〇丁目〇番〇〇号	放課後等デイサービス (H25.4.1)	13 (10)
9	児童クラブB13【休止中】	〇〇〇〇丁目〇番〇〇号	放課後等デイサービス (H27.1.1)	— (10)

(略)

3 (略)

4 行政処分の内容

指定取消（上記2に記載の9つの事業所すべての指定を取り消す。）

5 処分効力発生日

平成30年10月1日付け（8月6日処分決定、8月7日決定通知書
発送）

6～7 (略)

8 事業承継、法人救済合併

他の社会福祉法人が平成30年10月1日付けでY1の事業を承継
することで、利用者が切れ目なく障害福祉サービス等の提供を受けられ
る予定。

●救済法人 社会福祉法人Y2（B2会長）

（飯塚市〇〇〇〇〇番地〇；平成29年1月6日設立認

可）

●実施サービス	グループホーム 1、短期入所 1、就労継続支援 B 型
●事業承継時期	10月1日付け事業指定（予定） ※時優会のすべての事業を承継予定
●救済合併	11月1日付け合併認可（予定）
（以下略）	

(9) 30年8月8日、両会は、B3施設に係る建物使用貸借契約を締結した。なお、使用貸借の期間は、30年8月8日から31年8月7日までの間とされていた。

3 Y1に係る退職合意書への署名及び解雇通知等

(1) 30年8月27日13時頃から、Y1の施設内において、A2及びA3ら9名に対する面談が行われた。以下、面談は全てY1の施設内で行われている。

この面談の中で、A2及びA3ら9名は、B4、B5のほか、Y2の職員と名乗るB14（以下「B14」という。）及びB15（以下「B15」という。）並びに氏名不詳の女性職員から、Y2での雇用はできない旨伝えられた。

なお、B14及びB15が、Y2の職員あるいは役員であるかは明らかではなく、当該女性職員も、Y2の職員であるかは明らかではない。

(2) 同日の16時頃、A18（以下「A18」という。）は、Y2の職員と名乗る氏名不詳の男性職員との間で、面談を行った。

この面談の中で、A18は、当該男性職員から、Y2で採用する、今後も我々と一緒に仕事を頑張ってほしい旨伝えられた。

なお、当該男性職員が、Y2の職員であるかは明らかではない。

(3) 30年8月29日、面談が行われた。

この面談の中で、A11（以下「A11」という。）、A14（以下「A14」という。）及びA18ら9名は、B4、B5、B14、B15及び氏名不詳の女性職員から、Y2で引き続き雇用する旨伝えられた。

なお、当該女性職員が、Y2の職員であるかは明らかではない。

また、同日、A6（以下「A6」という。）、A10（以下「A10」という。）及びA12（以下「A12」という。）は、Y1の生活支援員から、Y2で引き続き雇用する旨伝えられた。

(4) 30年9月10日13時頃、Y1の職員会議が行われた。

この職員会議に出席したB4は、Y1職員に対し、これまでに面談がなかった人は今日中にY1のサビ管であるB4が面談を行う等と述べた。

また、組合員のうちの1名がB4に対し、Y1は吸収合併になるのかと質したところ、B4は、法人としては吸収合併である旨回答した。

(5) 同日の職員会議終了後、3(1)の9名を含む13名は、B4、B5及び社会保険労務士と名乗るB16(以下「B16社労士」という。)との間で、個別面談を行った。

この面談の中で、上記13名は、B4らから、退職合意書に署名をするよう求められ、署名する場合は有給を買い取るが、署名をしない場合は有給を買い取らず、離職票も発行できない旨伝えられた。この説明を受け、A2及びA3を除く11名は、退職合意書に署名をした。

(6) 同日の14時頃、A10は、B5との間で、面談を行った。

この面談の中で、A10は、B5から、Y2で採用したい、雇用契約書については出来次第示す旨伝えられた。

また、同日、A6は、A10と同様に、B5との間で、面談を行った。

この面談の中で、A6は、B5から、A6が理学療法士であることを確認され、Y2で頑張してほしい旨伝えられた。

(7) 30年9月11日、Y1は、退職合意書への署名を拒否したA2に対して、解雇通知書を渡した。

また、同月13日、Y1は、A2と同様に退職合意書への署名を拒否したA3に対して、解雇通知書を渡した。

(8) 30年9月19日、A6は、B14及びB5との間で、面談を行った。

この面談の中で、A6は、B14らから、Y2で雇用される場合の労働条件等が記載された書面を示されたが、コピー等を持ち帰ることは拒否された。

(9) 同日の14時30分頃、A10は、B4との間で、面談を行った。

この面談の中で、A10は、B4から、是非Y2で働いてほしい、具体的な労働条件等については、同月21日に連絡する旨伝えられた。

また、同日、A12は、B4との間で、面談を行った。

この面談の中で、A12は、B4から、是非Y2で働いてほしい旨伝えられた。

4 組合加入通知及び団交申入れ等

(1) 30年9月19日、Y1の職員のうち25名は、Y1の全職員の雇用がY2に引き継がれるとの期待に反して、退職合意書に署名するよう求められ、Y2で雇用されない職員もいる等の状況となっていることに不満を持ち、組合に加入して、Y1・Y2分会を結成した。

(2) 30年9月20日、A14は、B4との間で、面談を行った。

この面談の中で、A14は、B4から、Y2で雇用される場合の労働条件等が記載された書面を示されたが、コピー等を持ち帰ることは拒否された。

(3) 30年9月21日の12時頃、A10は、B14、B5、Y2の事務長と名乗るB17（以下「B17」という。）及びY2の職員と名乗る氏名不詳の男性職員との間で、面談を行った。

この面談の中で、A10は、B14らから、Y2で雇用される場合の労働条件等が記載された書面を示されたが、コピー等を持ち帰ることは拒否された。

また、B14らは、急いでいるためすぐに返事がほしい旨述べたが、これに対し、A10は、一晩考えた上で翌日返事する旨回答した。

なお、B17と上記の当該男性職員がY2の職員であるかは明らかではない。

(4) 同日の12時30分頃、組合は、Y2に対する団交申入れのため、B3施設に赴いた。

当初、組合は、B3施設内にいたB17に組合加入通知書、組合役員氏名通知及び要求書を手渡そうとしたが拒否されたため、B5に対しY2に渡すよう依頼し、手渡した。

(5) 同日の14時頃、Y1に対する団交申入れのため、A2及びA3は、B1理事長の自宅に赴き、郵便ポストに組合加入通知書、組合役員氏名通知及び要求書を投函した。

(6) 同日の15時頃、A11は、B14、B5、B17及びY2の職員と名乗る氏名不詳の男性職員との間で、面談を行った。

この面談の中で、A11は、B14らから、Y2で雇用される場合の労働条件等が記載された書面を示されたが、コピー等を持ち帰ることは拒否

された。

A 1 1 は、B 1 4 らに対し、Y 2 で働きたいが家族と話し合った上で正式な返事をする旨述べた。

(7) 同日の 17 時頃、A 1 0 の携帯電話の留守電に、B 1 4 から、同日行われた面談の返事がほしい旨の伝言が入っていた。

(8) 30 年 9 月 22 日の 17 時頃、A 1 0 は B 1 4 に架電し、Y 2 で働く旨述べた。これに対し、B 1 4 は、賃金及び労働条件については、前日の面談時に示した書面の内容のとおりでよいか質したところ、A 1 0 が、この内容のとおりでよい旨返答し、B 1 4 は、それでは一緒に頑張りましょう等と述べた。

なお、この日以後、A 1 0 と B 1 4 との間でのやりとり等は一切行われていない。

5 Y 1 との団交等

(1) 30 年 9 月 27 日 10 時 40 分頃から、組合と Y 1 との間で、団交が開催された。組合側は、A 1 執行委員長（以下「A 1」という。）、A 2 外数名、Y 1 側は、B 1 理事長が出席した。

Y 1 職員の Y 2 での雇用について、組合が、B 2 理事長との間で全職員をそのまま引き継ぐ旨の合意や文書での確認はあったのかと質したところ、B 1 理事長は、B 2 理事長と初対面した 30 年 6 月頃に合意はあったが、文書での確認は行っていない旨回答した。また、組合から、北九州市は Y 1 の事業所の利用者及び職員を全員 Y 2 に引き継ぐ旨了解しているのかと問われると、B 1 理事長は、北九州市の担当者と連絡をしている Y 2 の職員からそのように聞いた旨回答した。

次に、組合員のうちの 11 名が署名した退職合意書について、B 1 理事長は全く知らず見たこともない旨述べたため、組合は、白紙撤回してもよいかと確認したところ、B 1 理事長は了承した。

また、B 1 理事長は、A 2 及び A 3 に対する解雇通知書についても、知らない旨述べ、組合から、退職合意書や解雇通知書は全て無効だということを表示してほしいと求められ、B 1 理事長はこれに応じた。

(2) 30 年 9 月 30 日 13 時頃から、組合と Y 1 との間で、団交が開催された。組合側は、A 1、A 2 外数名、Y 1 側は、B 1 理事長が出席した。

冒頭、組合から、両会の吸収合併の最終的な時期について問われると、B 1 理事長は、吸収合併の手続が終わるのに 3 1 年 3 月までかかるということ、3 0 年 9 月 2 8 日に北九州市の担当者と会った際初めて聞いた旨回答した。また、B 1 理事長は、Y 2 との合併に係る合意書については、まだ締結していない旨述べた。

次に、組合は、Y 1 の職員を全員引き継がないことを Y 2 から聞いた時期について質したところ、B 1 理事長は、Y 1 職員が Y 2 での雇用に係る面談を受けた 3 0 年 8 月 2 7 日頃に B 4 から報告があった旨回答し、全員引き継がないようにしないと、Y 1 の事業を引き継ぐような法人はないと B 4 から言われた旨述べた。

(3) 3 0 年 9 月 3 0 日、B 4 の Y 1 のサビ管としての就労が終了した。

また、同日、Y 1 の相談支援員として就労していた B 5 の就労も終了した。

なお、B 4 には、3 0 年 1 0 月以降も Y 1 から給与が支払われていた。

6 Y 1 の指定取消し、Y 2 による事業の開始及び Y 2 に対する団交申入れ(本件申立事項(団交拒否部分その 1))

(1) 3 0 年 1 0 月 1 日、Y 1 は、同年 9 月末日まで運営していた不正受給に係る全事業所の指定が取り消された。

また、同日、Y 2 は、B 3 施設において、その設備等を使用し、Y 1 が B 3 施設において運営していたものと同種の事業所の運営を開始した。

なお、指定取消処分以前の Y 1 の職員数は、約 5 0 名であったところ、Y 2 は、Y 1 職員のうち 1 4 名ほどを雇用したが、いずれも組合には加入していない者である。

そして、Y 2 が北九州市に提出した雇用契約書(少なくとも 4 1 名分があることは認められる。)には、組合員のものは含まれていない一方で、Y 1 の職員ではなかった者も少なからずいた。

(2) 3 0 年 1 0 月 1 日の 1 2 時頃、組合は、B 3 施設に赴き、同日付けの「団体交渉申し入れ書」を持参して、Y 2 に対し、団交を申し入れた。同書面には団交の議題として、「当労組要求書の内容について」と記載されていた。

施設内にいた B 4 は、組合に対し、今日からここは Y 2 の施設であるた

め、退去しなければ警察に通報する旨発言した。

A 1 0 は、自分は Y 2 で採用されて働く旨伝えたがどうなったのか等と質したが、B 4 は回答をすることなくその場で警察に通報した。

(3) Y 2 は、組合からの上記 (2) の団交申入書に対し、同月 3 日付けの回答書を送付した。

回答書には、次のとおり記載されていた。

冠省 2018年10月1日付「団体交渉申し入れ書」を受領いたしました。

貴組合は、当法人に団体交渉の申し入れをしていますが、分会長 A 2 氏をはじめ職場委員の方々と当法人との間に雇用契約はなく、よって、当法人は、労働条件を決定する立場にはありませんので、労働組合法上の使用者ではありません。

したがって、当法人は、団体交渉の当事者ではありませんので、団体交渉は受けられませんので、その旨回答いたします。

7 Y 1 による解雇通知書及び離職票の送付等（本件申立事項（Y 1 による解雇部分））

(1) 30年10月3日、組合は、Y 1 に対して、組合員の Y 2 での雇用等を議題とする団交申入書を郵送した。

(2) 30年10月5日13時頃から、組合と B 4 との間で交渉が行われた。

組合側は、A 1、A 2 外数名、Y 1 側は、B 4 のみ出席した。

B 4 は、組合に対し、B 1 理事長から Y 1 の交渉に関する権限を自分が委任されている旨述べた。

まず、組合は、30年9月末で Y 1 のサビ管としての雇用が終了したにも関わらず、B 4 が Y 1 に毎日出勤する理由について質したところ、B 4 は、Y 1 での事後処理を行うためである旨回答した。また、組合は、Y 1 のサビ管として就労開始する前である30年7月末までの B 4 の身分について質したところ、B 4 は、C 1 という名称の就労継続支援事業所のサビ管として就労していた旨述べた。

次に、B 4 は、B 1 理事長が撤回したとする退職合意書及び解雇通知書の撤回はしない、また、7. 23 説明会の際には、Y 1 の職員は Y 2 で雇

用される旨発言したことは事実だが、Y1は赤字であるためY2がY1の職員を全員雇用するかは精査する必要があるとあり、30年8月23日頃、B4及びB1理事長は、Y2で雇用するY1の職員の人員を削減することを決定し、その後B2理事長にも人員を削減する方向で進める旨報告を行った等と述べた。

最後に、組合は、次回開催予定の交渉については、B1理事長を出席させるように求めたところ、B4はB1理事長を出席させる旨述べた。

(3) 30年10月15日13時頃から、組合とB4との間で交渉が行われた。

組合側は、A1、A2外数名、Y1側は、B4のみ出席した。

組合は、前回の交渉の中で、次回の交渉についてはB1理事長を出席させるよう求めていたことについて質したところ、B4は、B1理事長は体調不良のため本日の交渉には出席できない旨回答した。なお、B4は、同月5日に行われた交渉の際と同様に、B1理事長から交渉に関する権限を委任されている旨述べた。これについて、組合は、今日の交渉における委任状はあるのか等と質したところ、B4は、文書はないが、B1理事長に交渉を頼まれた等と回答した。

B4は、両会の間で統合協定書について、現時点では締結されていない旨述べた。

また、組合は、Y1の職員の中でY2で雇用する者とししない者の選別を具体的に指示した人物等について質したところ、B4は、B1理事長からの指示のもと、Y1の職員として具体的な職員の選別をB4自身の判断で行った等と述べた。

(4) 30年10月18日、A10、A11、A12、A14及びA18は、Y1から同年9月30日に遡って解雇する旨の解雇通知書を受領した。

(5) Y1は、30年9月30日付けで、雇用保険に加入している職員全員に対する雇用保険被保険者離職証明書を作成した。組合員については、所定労働時間が20時間未満で雇用保険の加入対象でなかった組合員1名を除く20名に対する雇用保険被保険者証明書が作成され、同年10月4日から11月22日までの間に職業安定所に受理され、職業安定所からY1に離職票が交付された。Y1は、離職票を対象者に順次送付した。

8 団交申入れ（本件申立事項（団交拒否部分その2））

(1) 30年11月9日、組合は、Y1に対し、次の要求事項に関する団交を同月17日までに開催するよう求める要求書をB1理事長の自宅に郵送した。

1、2018年度年末一時金要求について

組合員各人の基準内賃金の三ヶ月分を支給されたい。

(中略)

2、貴社は解雇通告もせずに行った過去に遡及した9月末日付けの組合員の解雇については違法であり、直ちに撤回すること。

3、2018年11月分以降の組合員の賃金を支払うこと。

4、労使懸案事項の解決をすること。

(2) 30年11月19日、組合は、Y2に対し、組合員のY2での雇用等を議題とする団交申入書を送付した。

(3) 30年11月22日、組合は、上記(1)の要求書に対するY1からの回答がなかったため、Y1に対し、次の要求事項に関する団交を同月27日15時から開催するよう求める申入書をB1理事長の自宅に郵送した。

なお、団交応諾に係る回答については、同月26日までに文書にて回答するよう記載されていた。

(1) 当労組組合員をY1から貴法人への継続雇用を反古して、平成30年9月末日付けで不当に離職手続きをしている件の撤回について

(2) 当労組組合員の平成30年10月1日以降の賃金支払いについて

(3) 貴法人は、平成30年7月23日、Y2会長の下、Y1の全従業員に対して、全員平成30年10月以降も継続雇用すると約束した件について

(4) Y2とY1が統合契約書をいまだに締結していないのか説明されたい。

(5) その他、Y2が基準をみたして営業していないのはなぜか説明されたい

(4) Y2は、組合からの上記(2)の団交申入書に対し、同月23日付けの回答書を送付した。

回答書には、次のとおり記載されていた。

冠省 2018年11月19日付「団体交渉申し入れ書」を受領いた

しました。貴組合は、当法人に団体交渉の申入れをしていますが、前回も回

答しましたとおり、分会長A2氏をはじめ職場委員の方々と当法人との間に雇用契約はありません（過去に一度も雇用契約を締結したことはありません。）。

したがって、当法人は、団体交渉の当事者ではありませんので、団体交渉は受けられませんので、その旨回答いたします。

老婆心ながら、分会長らは、社会福祉法人Y1と雇用契約を締結していたのですから、団体交渉の相手方はY1となると思料します。

(5) 30年11月26日、当時Y1の代理人であったB18弁護士及び同代理人のB19弁護士（以下「両弁護士」という。）は、組合に対し、団交を開催したい旨通知した。

(6) 30年11月30日、組合は、本件救済申立てを行った。

9 本件申立て後の事情

(1) 30年12月11日の15時から1時間程度、北九州市内の会議室において、組合とY1との間で、団交が開催された。組合側は、A1外約13名、Y1側は、両弁護士が出席した。

組合は、両弁護士に対し、B1理事長がB4の行った退職合意書等の撤回を行ったにも関わらず、なぜ組合員に対し、30年9月30日付けの解雇通知を行ったのか、両会の吸収合併については今後どうなるのか等具体的な説明を求めた。また、組合は、30年10月以降の賃金及び年末一時金については、組合員に対し支給すべきである等と要求した。

これに対し、両弁護士は、組合員の雇用問題については解決したいと考えていること、両会の吸収合併については、現時点での目途は立っていないこと等を述べた。

そして、両弁護士は、次回事務折衝を行い、解決に向けた話をしたい旨述べた。

(2) 30年12月21日の16時から1時間程度、福岡市内の会議室において、組合とY1との間で、事務折衝が開催された。組合側は、A1、A2及びA3、Y1側は、同月11日の団交と同様に両弁護士が出席した。

両弁護士は、組合に対し、組合員全員の退職を前提とした解決金の支払いを検討している旨述べた。しかし、現在、Y1名義の金融機関の預金口座が凍結されているため、具体的な解決金額については、金融機関次第である旨述べた。また、Y2にも組合員を雇用しなかった責任はあるとして、Y2にも解決金額を支払うよう話を進めたい等と述べた。

これに対し、組合は、解決金額の具体的な提案を受けた上で協議したい旨述べ、また、雇用の継続を希望する組合員もいることから、その旨も検討してほしい旨要求した。

(3) 8. 8発表時点では、北九州市は、30年11月1日付けで両会は合併認可予定である旨公表していたが、その後、合併に係る手続に何も進展のない状態が続いていた。

そして、令和元年7月14日19時から、Y1の理事会が開催され、同会の議題の中で、Y1としては、当初Y2とは吸収合併するという認識でいたが、その後合併に係る契約書を交わすこともなく、Y2との合併は解消されることとなった旨の経緯等が説明された。

なお、前記2(9)のとおり、B3施設に係る使用貸借契約の期間については、当初30年8月8日から31年8月7日までの1年間とされていたが、本件申立ての結審時(令和2年3月17日)までこの状態が続いている。

また、上記(2)の後、組合とY1との間で団交は行われていない。

第3 判断及び法律上の根拠

1 Y1が、30年9月30日付けで組合員を解雇したことは、労組法7条1号及び3号に該当するか

(1) 申立人の主張

ア 両会の間で吸収合併に係る合意が行われていることは次の点から見て明らかである。

① 7. 17通知において、両会が合併する旨利用者らに通知した。

② 7. 23説明会において、両会は、利用者ら及びY1職員に対し、両会の吸収合併、Y1の全職員の雇用継続、利用者の継続受入れ等について説明を行った。

③ 8. 8発表において、北九州市は、30年10月1日付けでY1の

事業をY2が承継し、同年11月1日付けで合併認可予定である旨公表した。

- ④ 30年8月8日、両会は、B3施設について、賃料を無償とする建物使用貸借契約を締結した。
- ⑤ 30年9月10日のY1の職員会議の中で、B4はY2がY1を吸収合併する旨発言した。
- ⑥ 30年9月27日の団交において、組合から、北九州市はY1の事業所の利用者及び職員を全員Y2に引き継ぐ旨了解しているのかと問われると、B1理事長は、北九州市の担当者と直接連絡しているY2の職員からそのように聞いた旨回答した。
- ⑦ 令和元年7月14日に開催されたY1の理事会の中で、Y2との合併解消に係る議題があったことから見ても、両会の合併について書面はないものの合意があった。

会社法第2条27号によると、吸収合併とは、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものであり、消滅するY1の権利義務をはじめ、債権や債務、個々の雇用契約、更にY1と組合との間で合併前に締結した労働協約や合意はそのままY2に承継される。

よって、Y2との合併を行うY1は解雇を行う必要がない。

イ Y1の組合員に対する過去に遡った解雇通知、解雇通知もせずに離職票を送りつける行為、解雇通知も離職手続もしない行為については、組合員のみに対して行った一方的な解雇であり、解雇自体に合理的理由はなく、事前に解雇に関する理由等について組合員や組合との協議もない違法な解雇である。

また、組合員の解雇や退職合意書について、組合が分会を結成し団交において白紙撤回させたにも関わらず、一方的にY1が組合員のみに対して解雇を行ったものであり、これは極めて重大な組合員の不利益取扱いであると同時に、組合活動に対して大きな打撃となる。

ウ したがって、30年9月30日付けでY1が組合員を解雇した行為は、労組法7条1号及び3号の不当労働行為である。

(2) 被申立人Y1の主張

ア 30年9月末時点でY2によるY1の吸収合併がなされていない以上、

Y 1 職員に対し解雇等の退職手続が必要となる。

Y 1 は、30 年 9 月末日をもって全ての事業を終了し、Y 2 に承継することとなっており、同年 10 月以降職員を雇用することはできないため、全職員を解雇等によって退職させるしかなく、現にそうしている。

イ 申立人は、Y 1 が、30 年 9 月 27 日の団交において、組合員に対する解雇等を撤回したと主張するが、同日及びその後の同月 30 日の団交においても、その後の具体的な条件等は定められていない。このことからすれば、B 1 理事長による発言によって、解雇等が撤回されたとは到底認められない。

なお、両日の団交に出席した B 1 理事長は、当時、Y 1 は Y 2 に吸収合併されるという認識であった。その認識を前提とすると、当然に職員との雇用契約関係が承継されるのであるから、解雇等の退職手続は必要ないとして撤回する旨発言したものである。

ウ したがって、Y 1 による組合員の解雇等は、あくまでも全職員を退職させることに伴うものであって、申立人の組合員であることを理由とするものではなく、不当労働行為に当たらない。

(3) 当委員会の判断

ア 解雇の必要性について

申立人は、両会の間で吸収合併に係る合意があり、組合員の雇用契約は Y 2 に引き継がれるのであるから Y 1 は組合員を解雇する必要がなかった旨主張する。

この点、申立人が指摘する、利用者らに対する 7. 17 通知（前記第 2 の 2（5））や 7. 23 説明会での説明（前記第 2 の 2（6））、また、北九州市からの 8. 8 発表（前記第 2 の 2（8））の存在によれば、Y 1 が 30 年 10 月 1 日付けで指定取消処分を受けることになっていた状況を踏まえ、当時両会においては、両会の合併に向けての意欲があり、協議が行われていたであろうことは窺われるところである。

しかし、両会の間で合併がなされているのであれば、その合意の事実や内容等を示す契約書や合意書等が作成され、また、その旨の登記や監督官庁である北九州市の認可等の合併に伴う手続がなされているはずであるが、これらの事実はいずれも認められない。また、実際の経過を見ても、30 年 8 月 27 日に行われた Y 1 の職員を対象とする面談におい

ては、Y 2 において雇用が引き継がれない旨の話が出ており（前記第 2 の 3（1））、同年 9 月 10 日の面談では、B 4 から Y 1 の職員に対して退職合意書への署名を求めるなどしていること（前記第 2 の 3（5））からすれば、同年 8 月 27 日の時点では既に両会において合併を行うなどして、Y 2 が Y 1 と職員との間の雇用関係を含む法律関係を包括的に承継するとの方向性にはなかつたことが窺われるところである。このことによれば、両会において合併や、Y 2 が Y 1 と職員との労働契約を含む法律関係を包括的に承継することの合意をした事実は認められない。

なお、仮に、30 年 9 月 10 日の職員会議における B 4 の発言（前記第 2 の 3（4））、同月 27 日の団交における B 1 理事長の発言（前記第 2 の 5（1））等にみられるように、B 4 や B 1 理事長において、この時点においてもなお両会の合併についての期待感が残っていたとしても、これをもって両会の合併や、Y 2 が Y 1 と職員との間の労働契約を含む法律関係を包括的に承継することの合意は認められないとする判断を左右するものでない。

したがって、両会の間で吸収合併に係る合意があること及び Y 2 が Y 1 と職員との間の雇用関係を含む法律関係を包括的に承継していることを前提とし、Y 1 においてはおよそ解雇の必要性がないとする申立人の主張には理由がない。

そして、Y 1 は、30 年 10 月 1 日に指定を取り消されたため（前記第 2 の 6（1））、同日以降は事業を行うことができないのであるから、同日以降、Y 1 が、職員の雇用を継続することは困難であるとの理由により、組合員を含む職員を解雇したと認めるのが相当である。

イ 不当労働行為意思について

上記アのとおり、Y 1 は、30 年 10 月 1 日に指定を取り消されたため、事業を行うことができなくなることから、職員を解雇したものである。

この点、申立人は、組合員のみが解雇された旨主張する。しかし、Y 1 の職員は組合員非組合員の区別なく解雇されているのであり（前記第 2 の 7（5））、Y 1 が組合員のみを解雇したという事実はない。

なお、上記アのとおり、30 年 8 月 27 日の時点では、両会は吸収合併が行われる方向にあったとは認められず、また、以降かかる包括的な

承継をしない方向性を受けて、Y2において労働契約が締結される職員と労働契約が締結されない職員とが生じているが、分会結成は同年9月19日、分会結成通知は同月21日のことであるところ、その前後を通じて、Y1において分会結成又は組合員の組合加入・活動等を理由として、組合員に対して、その取扱いを別にしたとの事実は認められない。

よって、Y1に不当労働行為意思があったものとは認められない。

ウ 結論

以上のとおり、Y1が組合員を解雇した行為は、Y1の事業の終了を理由として職員の労働契約を終了させたものであり、労組法7条1号及び3号には該当しない。

2 Y1が、30年11月9日付け団交申入れに応じなかったことは、労組法7条2号に該当するか

(1) 申立人の主張

ア 30年11月9日、要求書をB1理事長の自宅に郵送し、同月17日までに団交を開催するよう申し入れたが、諾否もなく団交を拒否している。

イ 30年12月11日及び同月21日に団交を開催したが、Y1の両弁護士からの提案はいずれも正式なものではなく、その後解決金の具体的な提案、年末一時金、30年9月末付けの解雇の撤回及び同年10月以降の賃金の支払いについて、一切具体的な回答は行っていない。

ウ したがって、組合が30年11月9日付け「要求書」をもって申し入れた団交について、Y1が誠意をもって応じていない行為は、労組法7条2号の団交拒否に該当するのは明らかである。

(2) 被申立人Y1の主張

ア 30年11月9日付け要求書については、B1理事長は受領していない。申立人は、同文書をB1理事長の自宅へ郵送した等と主張するが、そうした事実を証明する証拠は何ら存在していない。

イ Y1は、申立人からの申入れに基づき、30年10月15日まで団交に応じてきた。また、同年12月にも両弁護士が団交に応じている。

ウ したがって、Y1が労組法7条2号に違反する等という事実は存在しない。

(3) 当委員会の判断

ア 団交申入れの有無について

被申立人Y1は、30年11月9日付け要求書を受領していないと主張する。

しかし、後日組合が郵送したY1に対する30年11月22日付け団交申入書（前記第2の8（3））についてはY1に到達しており、また、郵便事情から見ても、同月9日付け要求書だけが到達していないとすることは難しく、被申立人Y1の主張は採用できない。

イ Y1の対応について

Y1は、30年11月9日付け団交申入れに対し、何ら回答を行っていなかったことが認められる（前記第2の8（3））。

ただ、その後、組合は、30年11月22日にY1に対する団交申入書をB1理事長の自宅に郵送したところ（前記第2の8（3））、同月26日には、Y1の代理人である両弁護士は、組合に対し、団交を開催したい旨通知し（前記第2の8（5））、Y1と組合との間では、同年12月11日及び同月21日の2回にわたり、団交や事務折衝が行われている（前記第2の9（1）及び（2））。

このように、Y1と組合との間では結果として上記団交や事務折衝が行われているところ、Y1の対応が団交拒否に当たるか否かについて、30年11月9日付け要求書及び同月22日付け団交申入書における要求事項（団交議題）との関連も踏まえ、以下検討する。

(ア) 30年11月9日付け要求書に記載された要求事項は、大要以下のとおりである。

- ① 30年度年末一時金の支給
- ② 組合員の30年9月末日付け解雇の撤回
- ③ 30年11月分以降の組合員に対する賃金の支給
- ④ 労使懸案事項の解決

(イ) 30年11月22日付け団交申入書に記載された要求事項は、大要以下のとおりである。

- ① 組合員の30年9月末日付け解雇の撤回
- ② 30年10月1日以降の組合員に対する賃金の支給
- ③ 7. 23説明会でY1全職員を30年10月以降も継続雇用す

ると約束した件

④ 両会が統合契約書を締結していない件

⑤ その他、認可基準とY2の事業運営に係る説明

(ウ) これら各要求書の要求事項について比較すると、(ア)①及び③と(イ)②は組合員が解雇されないとした場合の30年10月1日(11月分支払)以降の賃金等の支給に関する事項、(ア)②と(イ)①は組合員の同年9月30日付け解雇の撤回に関する事項で、同一のものであるといえる。また、(ア)④の労使懸案事項とは、両会の吸収合併による雇用の承継を指すものと考えられ、(イ)③及び④と実質的に同一の事項であるといえる。

このように、各要求書の要求事項にあつては、実質的に同一のものであるといえることができる。

(エ) 次に、30年11月22日付け団交申入書に基づいて開催された同年12月11日の団交について見ると、組合は両弁護士に対し、同年9月30日付けの組合員に対する解雇通知や、両会の吸収合併をめぐる経過・状況について具体的な説明を求め、同年10月以降の賃金及び年末一時金について要求した。これに対し、両弁護士は、組合員の雇用問題や、両会の協議の経過・状況について述べた上で、次回事務折衝の中で解決に向けた話をしたい旨述べている(前記第2の9(1))。

また、30年12月21日に行われた事務折衝について見ると、両弁護士は、組合に対し、組合員全員の退職を前提とした解決金の支払いによる解決をしたい旨述べ、これに対し、組合は、解決金額については具体的な提案を受けた後で協議したい、雇用の継続を希望する組合員についてはその希望を踏まえた対応を検討してほしい旨要求している(前記第2の9(2))。

このように、組合とY1との間で行われた2回の団交等の中で、30年11月9日付け要求書の内容である(ア)①及び③の賃金等の支給に関する事項、(ア)②の解雇撤回に関する事項、そして(ア)④両会の吸収合併に関する事項の全ての事項について協議が行われたものと認められる。

なお、申立人は、30年12月に行われた2回の団交等においても、両弁護士からは、解決金の具体的金額の提示もなく、また、組合が要

求する年末一時金、解雇の撤回とこれを前提とする同年10月以降の賃金の支払について、一切具体的な回答がなされていない旨主張する。

しかしながら、両弁護士は、組合員全員の退職を前提とした解決金の支払いによる解決を提案しているところ、これは上記組合の要求に対する一括した回答であるといえるものである。また、この時点において解決金の具体的な金額の提案はないが、両弁護士は、その理由について、Y1名義の金融機関の預金口座が凍結されているため、具体的な解決金額については、金融機関次第である旨の説明を行っている（前記第2の9（2））。このように、組合から申し入れられた事項について、団交等において協議を行っており、その時点での状況を踏まえて回答をしているのであるから、団交に応じていないということとはできない。

ウ 結論

したがって、30年11月9日付けの団交申入れに対するY1の対応は、労組法7条2号の団交拒否には該当しない。

3 Y2は、組合員の労組法上の使用者に該当するか

(1) 申立人の主張

ア 両会の間で吸収合併に係る合意が行われていることは明らかであるため、会社法2条27号に基づき、消滅するY1の権利義務をはじめ、債権や債務、個々の雇用契約、更にY1と組合との間で合併前に締結されていた労働協約や合意内容はそのままY2に承継される。

また、Y2は7.23説明会においてY1職員の雇用を全員引き継ぐと公言していた。

イ さらに、Y2は、個別の面談を行い雇用を引き続き継続すると組合員に通知していた。

ウ 両会は吸収合併に基づき、Y1の個々の雇用契約もY2に引き継がれることとなり、Y2による組合員の雇用の拒否は、客観的に合理的な理由がない場合は当然無効となり、また、客観的に合理的な理由がある場合も、雇用を拒否する理由に相当性がなければ無効となる。

しかし、Y2は、引き続き雇用すると組合員に対し通知していたにも関わらず、分会結成後は態度を一変させて組合員を雇用せず、さらに吸

収合併を取りやめたことに合理性はなく、これは組合員を理由とした不利益取扱いであり、組合活動に対する壊滅的な打撃を与えるものである。

また、Y 2 は、組合員との雇用契約がないことのみを主張し、団交を拒否するだけの正当な理由は何も示さず、今日に至るまで組合は団交の実現を求めたが、未だ開催されていない。

(2) 被申立人 Y 2 の主張

労組法上の使用者については、労働契約基準説が通説・判例である。したがって、Y 2 と組合員との間に労働契約は存在しないのであるから、Y 2 は労組法上の使用者には該当しない。

申立人の請求は全て「Y 2 が Y 1 を吸収合併すること」が前提であって、最終的に Y 2 と Y 1 が合併することはなくなっているのであるから、条件未成就が確定しており、申立人の主張は、その前提が崩れている。

なお、最判平成 15 年 12 月 22 日によると、雇入れの拒否は、それが従前の雇用契約関係における不利益な取扱いにほかならないとして不当労働行為の成立を肯定することができる場合に当たるなどの特段の事情がない限り、労組法 7 条 1 号本文の不利益な取扱いには当たらないと解するのが相当であると判示している。したがって、Y 2 が組合員を雇用しないことは不当労働行為には該当しない。

(3) 当委員会の判断

ア 申立人は、Y 2 は Y 1 を吸収合併することに合意していた、また Y 1 の職員を全員引き継ぐと公言していたと主張し、Y 2 が消滅する Y 1 の権利義務、雇用契約を承継する旨主張する。

しかし、前記 1 で判断したとおり、Y 2 と Y 1 との間で合併がなされ、その他 Y 2 が Y 1 と職員の労働契約を含む法律関係を包括的に承継したとの合意がなされた事実は認められない。

ここで、申立人は、Y 2 が分会結成後に合併を取りやめたとも主張するが、そもそも合併の合意の事実が認められないことは元より、前記 1 で判断したとおり、既に 30 年 8 月 27 日頃には、Y 2 が Y 1 の全職員を引き継ぐことにはなっていなかったことが窺われ(前記第 2 の 3(1))、両会は合併を行うとの方向性ではなくなっていたものと考えられる。一方で、分会結成は 30 年 9 月 19 日のことであり、分会が結成されたことを確実に Y 2 が知ったのは同年 10 月 1 日である(前記第 2 の 6(2))

(なお、30年9月21日のY2に対する団交申入れとして、組合が組合加入通知をB5に手渡したとのことであり、その後この通知がY2に渡ったかは不明であるが、それも同年8月27日よりもずっと後のことである。)。そのため、分会結成を知ったY2がY1との合併を取りやめたものということはおよそできない。

したがって、Y2が消滅するY1の権利義務、労働契約を包括承継しており、その結果、当然に労組法上の使用者に該当すると申立人の主張には理由がない。

イ なお、Y2と個々の組合員との間で、労働契約が締結された事実は認められない。

ウ(ア) また、雇用主以外の事業主であっても、当該労働者との間に、近い将来において労働契約関係が成立する現実的かつ具体的な可能性が存する者も労組法上の使用者に該当すると解しうる場合があることから、組合員とY2との間に、近い将来において労働契約関係が成立する現実的かつ具体的な可能性が存していたかどうかを検討する。

(イ) Y2における職員採用の実態をみると、約50名いたY1の職員のうち、30年10月1日以降、14名ほどを採用したものの、Y1の職員以外からの採用も少なくない(前記第2の6(1))のであって、Y2での就労を希望するY1の職員をY2が採用することが前提となっていたとか、また、そのような実態が存したということとはできない。したがって、Y2とY1職員との間に、近い将来において労働関係が成立する現実的かつ具体的な可能性が存したということとはできない。

(ウ) また、組合員の個別の事情をみても、前記第2の3及び4のとおり、個々の組合員においては、個別面談を受けて、その際に面談の相手方から労働契約に関する書面を示されて、Y2で働きたいとの希望を伝えた者もみられる。

しかし、いずれについても、Y2において採用に関する意思決定がなされたとの事実は認められず、労働契約締結に必要な書面の交付など具体的手続が進められたとの事実も存しない。

そして、B4について、7.23説明会において「Y2のB4と申します」と発言しているが(前記第2の2(6))、このことのみをもって、B4がY2の職員であったと認めることはできない(前記第

2の2(7)のとおり、30年8月1日以降、B4はY1の職員として就労していたことが認められる。)。また、Y2の職員を名乗っていたというB14及びB15については、その氏名やY2における役職も明らかとなっておらず、B17を含めて、これらの者がY2の職員であるのかさえ明らかなものとは言いがたい(前記第2の3(1)及び同4(3))。そうすると、面談の相手方について、Y2において職員採用に関する権限を有していたものと認めるべき事情もない。

(エ) 従って、Y2と組合員との間で近い将来において労働契約関係が成立する現実的かつ具体的な可能性が存していたと認めることはできない。

エ 以上のとおり、Y2は、組合員の労組法上の使用者に該当しない。また、少なくとも、Y2の職員であることも明らかでない者が行った行為について、その責任をY2が負うとすることはできない。

オ よって、その余の点を検討するまでもなく、Y2が組合員を雇用しないことは労組法7条1号及び3号に該当せず、Y2が30年10月1日付け及び同年11月19日付け団交申入れに応じないことは、労組法7条2号に該当しない。

4 付言

Y1が30年11月9日付け団交申入れに応じなかったとする申立てについて、これが労組法7条2号に該当しないことは、前記2で判断したとおりである。

しかし、30年12月に行われた団交及び事務折衝の後は両者間で団交は行われておらず、組合員とY1との間の雇用関係に関する事項(同年9月27日の団交での組合員の解雇を撤回する旨のB1理事長の発言に係る説明を含む。)など両者の間で協議すべき問題が残されている。

当委員会としては、今後組合及びY1において、上記の問題について協議を行うよう求めるものである。

5 法律上の根拠

以上の次第であるので、当委員会は、労組法27条の12及び労働委員会規則43条に基づき、主文のとおり命令する。

令和2年6月29日

福岡県労働委員会

会長 山下 昇 ⑩